

てなんど小林プロジェクトグルメ写真コンテスト～おはんとごはん～ 作品募集要項

●趣旨

小林市は、霧島山をはじめとする豊かな自然に囲まれ、四季折々の姿を見せる里山や農地など、自然と人々の営みが共生する風光明媚なすばらしいまちです。それに加え観光地、歴史的な名所や、昔ながらの生活の知恵、文化や伝統行事など、多彩な“ここだけ”的魅力をたくさん有しています。

そんな地域資源をみんなで発掘し、全国に向けて発信しようと、「てなんど小林プロジェクト」を立ち上げました。「てなんど」とは、西諸弁の「一緒に」という意味の「てなむ」と、地域資源のブランド化をしたいという思いの「ブランド」をつなぎ合わせた造語です。

今回、地域資源の一つである「グルメ」にスポットを当て、小林市に暮らす人、訪れた人たちそれぞれの思い出の「食」や「飲食店」をテーマとしたグルメ写真コンテストを開催します。

●主催

小林市（てなんど小林プロジェクト）

●募集テーマ

・おはんとごはん

小林市内の飲食店で撮影した写真

（閉店・閉業した飲食店で過去に撮影した写真も可）

●各賞、賞品など

特別賞（7作品）…1万円相当の賞品

●応募規定

○応募期間

平成30年12月3日（月曜）～平成31年1月15日（火曜）まで

○応募条件

- ・何回でも応募可能です（特別賞は1人1作品まで）
- ・デジタル画像データ（形式=JPEG、サイズ=10MB以内）。写真が現像されている場合は、てなんど小林プロジェクト事務局（小林市役所地方創生課）でスキャンにて対応いたします。
- ・撮影機材は問いません。スマートフォンで撮影した画像も受け付けますが、応募

作品は、審査などで印刷しますので、印刷に適したサイズで応募ください。

- ・作品の撮影時期は、問いません。
- ・撮影した画像データのデジタル補正は可としますが、コンテストの趣旨やテーマに則し、過度なデジタル処理・加工はご遠慮ください。なお、西諸弁ポスターとして使用するため、文字と写真の配置や色合いの加工などはてなんど小林プロジェクト事務局が行います。そのため、加工などについての権限はてなんど小林プロジェクト事務局に一任ください。

○応募資格

- ・どなたでも応募できます。(プロ・アマ、年齢、性別、住まい、国籍など問いません)

○応募方法

① 応募フォーム

「てなんど小林プロジェクト」ウェブサイト内に公開する(12月3日公開予定)
写真コンテストの応募フォームから応募ください

② インスタグラム

てなんど小林プロジェクトインスタグラム公式アカウントをフォローして、「#おはんとごはん」または「#chantogohan」のハッシュタグをつけて投稿ください。

※この応募要項をよく読んでからご応募ください。応募者は、この応募要項に記載の諸条件に同意のうえ応募したものとみなします。

●注意事項

- ・応募者は、応募作品が第三者のいかなる権利(プライバシー・肖像権を含む)も侵害するものではないことを保証し、万一、第三者からの権利侵害・損害賠償請求などの訴訟・異議申し立てがあった場合、主催者は一切責任を負わず、応募者がその責任と費用負担ですべて処理解決することとします。またそれにより、本コンテストの主催者、後援団体、それらの関係団体および審査員に損害が発生した場合にも、その損害を応募者が補償するものとします。
- ・撮影、応募については応募者が飲食店から許可を得てから行うものとします。
- ・応募作品の著作権は、撮影者に帰属します。
- ・応募作品は、作品展示、印刷物への利用、宣伝広告への利用、ホームページや関連サイトなどに使用させていただきます。その際は、デジタル処理・加工する場合もあります。使用にあたっては、原則投稿者の氏名表示は行いません。また、作品を市からマスメディア、旅行代理店、その他団体など第三者へ貸出

しする場合があります。

- ・応募作品を利用するため、解像度の高い画像データの追加提出をお願いする事があります。その際にご提出いただいたデータは返却いたしません。
- ・応募者が本コンテストに応募したことに関して何らかの被害を被った場合であっても、主催者、後援団体、それらの関係団体および審査員は、一切責任を負いません。
- ・応募作品が本要項に反すると判断した場合、応募・受賞の取り消しおよび、賞金などの返還請求ができるものとします。本要項に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。応募者はその決定を了解できない場合、応募を撤回できるものとします。この場合、応募にかかった費用等は一切返還いたしません。
- ・以下に該当する作品は応募できません。
 - (1)他のコンテストなどに応募中、応募予定、または過去に入賞したもの
 - (2)個人情報（氏名・住所・電話番号など）を含む、または個人を特定できるもの
 - (3)法律、公序良俗、公共の福祉に反する、または恐れのあるもの
 - (4)他人のプライバシーを侵害する、または人権を侵害するもの
 - (5)他人を差別する、もしくは誹謗中傷するなど、名誉や社会的信用を損なうもの
 - (6)他人や応募者以外が所有する著作権、知的財産権、肖像権その他一切の権利を侵害する、またはその恐れのあるもの。また、これらに関して必要な承諾を得ていないもの
 - (7)一般に不快感を与える、未成年者に害を及ぼす、またはその恐れのあるもの
 - (8)一般的に立入禁止区域、撮影禁止場所などで撮影されたもの
 - (9)商業用と判断できる、広告意図がある、宣伝目的、またはその他勧誘を目的とするもの
 - (10)特定の主義主張をするもの（宗教、政治活動、社会問題に類するもの）
 - (11)個人の売名行為、またはその恐れのあるもの
 - (12)その他、当コンテストに不適切と判断されたもの

●審査

特別賞は、審査員（市民や市職員などからなる「てなんど小林プロジェクト」グループ写真コンテスト審査委員会）による審査で決定します。審査基準、審査結果、その他関連事項に関する問い合わせには応じることができません。

●結果発表・表彰式

入賞作品については、平成31年2月頃（予定）に入賞者本人に直接通知します。また、ウェブサイトで発表いたします。表彰式は平成31年3月を予定しています。

●作品の展示

- ・ご応募いただいた作品は、全作品（公開審査を通過したもの）をウェブサイトで公開いたします。
- ・入賞作品などは、地域の施設やイベントなどで展示会を開催する場合があります。
- ・展示会の開催情報はウェブサイトにてご案内いたします。

●その他

- ・作品応募の際に記載していただいた全ての個人情報は、コンテストに関する事項以外には使用しません。
- ・サーバメンテナンスなどの作業のため、ウェブサービスを一時的に停止させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。